

# 仕事

◆中小企業 ◆中小企業勤労者の福利厚生のために ◆就職・職業

## ◆中小企業

### 事業資金を借りたいとき

#### 区の融資制度

産業振興課経営支援係（北とぴあ11階）

TEL 5390-1237 FAX 5390-1141

中小企業者が事業運営に必要な資金を低利で活用できるよう、契約した金融機関に融資のあっせんをしています。また、中小企業者の借入負担を軽減させるため、利子及び信用保証料の一部を補給しています。

基本要件	(1) 区内に住所（法人の場合は本店登記）を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者 (2) 前年度の特別区民税・都民税（法人の場合は前期の法人都民税）を完納していること (3) 東京信用保証協会の保証対象業種であること（特別融資は日本政策金融公庫の貸付対象者であること） (4) 適切な事業計画と確実な資金計画があること (5) 現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない及び暴力的な要求行為を行わないこと ※ 本人申込の場合、融資あっせん申込前に経営アドバイザーの経営相談を実施します。（予約制）
取扱金融機関	【中小企業一般融資】主に区内の指定金融機関 【中小企業特別融資】日本政策金融公庫 板橋支店及び上野支店

#### 事業資金が必要な事業者へ

制度（使途）	対象者	融資限度額	融資期間
一般融資 特別融資	事業資金（運転・設備） 基本要件を満たしていること	2,000万円 （運転・設備） 各1,000万円	運転：5年以内（据置6カ月） 設備：8年以内（以内を含む）

#### 小口零細企業保証制度を利用する事業者へ

制度（使途）	対象者	融資限度額	融資期間
一般融資	小口零細企業資金（運転・設備） 基本要件を満たしており、次のすべての要件に該当すること (1) 従業員数が製造業等20人（卸・小売・サービス業は5人）以下であること (2) 今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること	2,000万円	運転：7年以内 設備：10年以内 （据置6カ月） （以内を含む）

#### ※ 小口零細企業保証制度とは

常時使用する従業員数が製造業等は20人以下（卸・小売・サービス業を主たる事業とする事業者は5人以下）の会社及び個人等を対象とした全国統一の保証制度で、本融資を含めた保証付き融資残高が2,000万円以下であれば、100%保証となります。

#### 創業される方へ

制度（使途）	対象者	融資限度額	融資期間
一般融資 特別融資	事業を営んでいない個人が新たに事業を始める場合（創業した日から1年未満を含む）で次のすべての要件に該当すること (1) 区内に住所（法人は本店登記）及び主たる事業所を有すること（ただし、北区ネスト赤羽入居者はいずれか一方があればよい） (2) 前年度の個人住民税を完納していること (3) 保証協会の保証対象業種であること（特別融資は日本政策金融公庫の貸付対象者であること） (4) 開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること ※ 申込時に簡易診断があります。（要予約）	1,500万円（特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明がある場合は、2,000万円）	運転・併用：7年以内 設備：10年以内 （据置12カ月） （以内を含む）

#### 売上が減少している事業者へ

制度（使途）	対象者	融資限度額	融資期間
一般融資	不況対策資金（運転） 基本要件を満たしており、最近3カ月または1年間の売上が昨年同期と比較して減少していること	1,000万円	5年以内 （据置12カ月） （以内を含む）
一般融資	不況対策借換資金※ 事業資金・不況対策資金などの借り換え（運転） 不況対策資金の対象者で次のすべての要件に該当すること (1) 北区中小企業一般融資を本融資により返済すること (2) 返済条件となる融資の元金返済を当初の約定どおり1年以上継続して行っていること (3) 借入額は返済条件となる融資の残額以上であること (4) 申込金融機関は、返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る ※ 不況対策借換資金の借換は不可	1,500万円 ※1	7年以内 （据置なし）

※1 不況対策資金との併用になる場合は合計して1,000万円が限度額です。

- ・その他、事業活性化支援資金・緊急資金・団体事業資金などの制度があります。
- ・年利率・利子補給・実質利率については制度ごとに異なります。詳しくはお問い合わせください。
- ・保証料補助についても制度ごとに異なります。詳しくはお問い合わせください。



## ■ 東京都中小企業制度融資は

東京都産業労働局金融部金融課 TEL 5320-4877  
中小企業向け自律経営融資、創業融資、小規模企業融資などを行っています。

## 中小企業経営者のために

### ■ ワンストップ相談窓口

産業振興課経営支援係（北とぴあ11階） TEL 5390-1238

中小企業の皆さんのご相談内容に適した相談先をご案内します。

### ■ 起業・経営相談

産業振興課経営支援係（北とぴあ11階） TEL 5390-1237

これから事業を始める方や区内中小企業の皆さんの経営に関するさまざまな問題にお答えするため、専門のアドバイザー（中小企業診断士）による相談・指導を実施しています。

ご相談にあたっては電話予約をお願いします。

#### 【起業相談】

起業・独立・開業資金・事業計画など

相談日時：月～金曜

午前10時30分～正午 午後1時～4時

#### 【経営相談】

経営全般・資金繰り・販促・融資など

相談日時：月～金曜

午前10時30分～正午 午後1時～4時

#### 【出張相談】

平日の来所が難しい方や店舗に関することは現地まで出張訪問いたします。

相談日時：予約時に調整します。

### ■ IT・IoT、デザイン相談

産業振興課経営支援係（北とぴあ11階） TEL 5390-1237

IoTの導入やweb活用、新製品のデザイン、集客力アップのための効果的なチラシの作成等について、専門家による相談を実施しています。

ご相談にあたっては電話予約をお願いします。

#### 【IT・IoT相談】

相談日時：火曜 午後1時～3時半

#### 【デザイン相談】

相談日時：木曜 午後1時～3時半

### ■ セミナー

産業振興課経営支援係（北とぴあ11階） TEL 5390-1237

#### 【起業家支援セミナー】

起業を目指す方のためにセミナーを開催しています。

### ■ 情報提供

産業振興課産業振興係（北とぴあ11階） TEL 5390-1234

- 「商工通信」の発行
- 区内商工業の統計データ

※産業・ビジネスについて、北区ホームページに掲載しています。

<http://www.city.kita.tokyo.jp/sangyo/index.html>  
融資の最新情報を始め、中小企業経営・商店街運営のための各種支援事業などの情報を提供しています。

## ◆ 中小企業勤労者の福利厚生のために

### 健康で明るい職場づくりのための福利厚生事業

（一財）東京広域勤労者サービスセンター北区営業所（北とぴあ11階）  
TEL 5390-1242 FAX 5390-1177

### ■ 入会について

個々の企業・事業所で実施するには負担が大きい福利厚生事業をサービスセンターが代わって行っています。社内の親睦、生活のリフレッシュ、健康づくりにぜひお役立てください。

#### 【入会できる方】

区内の従業員数500人以下の事業所や商店などで働く事業主や従業員の方を対象に事業所単位でご入会いただけます。

【入会金】1人200円

【会費】1人月額500円

事業所単位で3カ月ごとに事業所の指定する金融機関の口座から振り替えます。

※事業主が負担した従業員に係る会費などは、税法上の損金または必要経費として扱うことができます。

#### 【入会方法】

北区営業所窓口または電話にてお問い合わせください。

#### 【問合せ先】

（一財）東京広域勤労者サービスセンター北区営業所（北とぴあ11階） TEL 5390-1242

#### 【事業内容】

- 給付事業  
祝金、見舞金、弔慰金の支給
- 福利厚生事業  
遊園施設の割引や食事券、観劇、映画、展覧会、大相撲、プロ野球などのチケットの割引あっせんなど
- レクリエーション事業  
日帰りバスツアー、全国の宿泊施設・パッケージ旅行の補助など

詳細はサービスセンターホームページに掲載しています。  
<https://www.tokyo-kinrou.jp/>



仕事

## ◆ 就職・職業

### 就職・内職相談

赤羽しごとコーナー（赤羽区民事務所内）（赤羽1-1-38）  
就職相談 TEL 3908-0161 FAX 5993-0080  
内職相談・就職支援アドバイザー TEL 3908-3244

ハローワークと同様に求人情報パソコンの簡単操作で、全国（都内は区市町村単位、都外は道府県単位）の求人情報が検索でき、職業に関する相談や紹介を行っています。

また、就職支援アドバイザーによる相談や、内職の相談・あっせん（要登録）も行っています。内職登録をご希望の方は健康保険証などの住所、氏名、生年月日の確認ができるものをお持ちください。

内職の仕事を発注していただく事業所の求人も募集しています。

#### 【就職相談】

##### ● 就職支援アドバイザー

火曜・第1・2・3金曜 午前9時30分～午後4時30分（祝日を除く）

※ 電話予約をお願いします。

##### ● ハローワーク職員

月～金曜 午前9時～午後5時（祝日を除く）

#### 【内職相談】

月～金曜 午前9時～午後5時（祝日を除く）

### 職業相談や雇用情報は〈公共職業安定所〉

ハローワーク王子（王子公共職業安定所）（王子6-1-17）  
TEL 5390-8609

求人情報パソコンの簡単操作で、全国（都内は区市町村単位、都外は道府県単位）の求人情報が検索できます。

また、職業に関する相談や紹介、雇用保険手続、失業給付の支給などを行っています。

来所できない方のため、区内2カ所に設置したハローワークポケットやインターネットで、求人情報や各種情報を提供しています。

##### ● ハローワークポケット

JR王子駅北口、JR赤羽駅東口

##### ● ハローワーク インターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

##### ● 東京ハローワークホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>

### 技能を身につけるには 〈都立職業能力開発センター〉

中央・城北職業能力開発センター  
赤羽校（西が丘3-7-8） TEL 3909-8333  
板橋校（板橋区舟渡2-2-1） TEL 3966-4131

#### ■ 中央・城北職業能力開発センター各校

都立職業能力開発センターは、新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方を対象に、就職に向けて、職業に必要な知識・技能を習得していただくための施設です。授業料や科目など詳細は下記ホームページでご確認ください。

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

（TOKYOはたらくネット）

### 北区で起業しませんか？ 〈創業支援施設「ネスト赤羽」〉

ネスト赤羽（赤羽1-59-9）  
TEL 3598-0571 FAX 3901-7789

オフィス及びブース貸しのeスタートスペースを事業活動の拠点として提供しています。

インキュベーションマネージャーが起業を志す人や新規事業者に経営などの相談支援を行うほか、起業に役立つ相談会や勉強会を開催しています。

なお、入居者の公募については、北区ニュースやネスト赤羽ホームページでお知らせします。

● 融資に関する相談会…原則第3水曜日の午後開催

● 勉強会（下記のような勉強会を開催しています）

- ・株式会社設立
- ・NPO 法人設立
- ・税務・会計
- ・ネットショップ講座
- ・特許セミナー
- ・マーケティングなど

※ 詳細は下記ホームページでご確認ください。

<http://www.nest-akabane.com/>

### 労働に関する相談

東京都労働相談情報センター池袋事務所（豊島区東池袋4-23-9）  
TEL 5954-6501（代表）

働く人や事業主の方のための労働相談、各種労働資料の提供、労働講座の開催を行っています。



仕事